

都市計画法第42条の建築等の制限における予定建築物の取扱いについての一部改正（令和7年4月1日施行） 新旧対照表

改正前	改正後（案）	備考
<p>都市計画法第 42 条の建築等の制限における予定建築物の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;"><u>令和 2 年 4 月 1 日適用</u></p> <p>1 趣旨 法 <u>第 29 条第 1 項又は第 2 項に基づく開発許可を受けた敷地において、建築物の改築、増築及び用途変更を行う場合の法第 42 条による建築許可が不要となる取扱いを定める。</u></p> <p>2 定義 法第 42 条第 1 項ただし書の許可が不要となる予定建築物の変更とは、次のいずれにも該当しない場合とする。</p> <p>① 予定建築物に変更がある場合 <u>(イ) 用途の変更（用途分類（ロ）欄による同一区分内でない場合）</u> <u>(ロ) 開発審査会付議基準 14(3)の相当期間適正に利用された建築物のやむを得ない事情による用途の変更であり、同基準により適格性の解除として行う用途の変更</u></p> <p><u>(ハ) 法第 43 条における取扱い</u></p>	<p>都市計画法第 42 条の建築等の制限における予定建築物の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;"><u>令和 7 年 4 月 1 日適用</u></p> <p>1 趣旨 <u>都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項又は第 2 項に基づく開発許可を受けた敷地において、建築物の改築、増築及び用途変更を行う場合の法第 42 条による建築許可が不要となる取扱いを定める。</u></p> <p>2 定義 法第 42 条第 1 項ただし書の許可が不要となる予定建築物の変更とは、次のいずれにも該当しない場合とする。</p> <p>(1) 予定建築物に変更がある場合 <u>(イ) 用途変更の内容が、用途分類（ロ）欄による同一区分内でないとき</u> <u>(ロ) 用途変更の内容が、用途分類（ロ）欄による同一区分内であって、開発審査会付議基準第 14 項第 3 号（相当期間適正に利用された建築物のやむを得ない事情による適格性の解除として行う用途の変更）に該当するとき</u></p> <p><u>(ハ) 「都市計画法第 43 条第 1 項の建築等の制限における増改築の取扱いについて」（以下「法第</u></p>	<p>以下、「都市計画法開発許可申請の実務」の新旧対照表中、9 章－6 の改正部分に同じ（実務新旧p13-14）</p>

<p>_____において、新築とみなされる規模及び構造の変更を伴う増改築（増改築_____の定義は、法第43条における増改築の取扱いを参照）。（二）において同じ。） _____</p> <p>（二） 開発許可_____が完了した日から5年以内の増改築_____</p> <p>② 大規模な改築等_____に伴って、道路等公共施設の変更が行われる場合 (以下略)</p>	<p>43条取扱い」という。)において、新築とみなされる規模_____の変更を伴う改築又は増築（改築及び増築の定義は、法第43条取扱い_____に同じ。以下_____同じ。）を行うとき</p> <p>（二） 許可を受けた開発行為が完了した日から5年以内に改築又は増築を行うとき</p> <p>(2) 大規模な改築又は増築に伴って、道路等公共施設の変更が行われる場合 (以下略)</p>	<p>構造要件を削除</p>
--	--	----------------